

会

議

午前10時 0分開会

副議長（土屋 忍君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成22年11月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長は午前中欠席でございます。地方自治法第106条の規定により、私が議長の職を務めさせていただきます。何分にもふなれでございますので、議事運営につきましては、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、10番、大黒孝行君であります。

会期の決定

副議長（土屋 忍君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より25日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

副議長（土屋 忍君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、副議長において、14番 森 温繁君、1番 沢登英信君の両名を指名いたします。

諸般の報告

副議長（土屋 忍君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

10月8日、第124回静岡県東部地区市議会議長会が富士宮市で開催され、議長と私が出席いたしました。

この議長会では、静岡市提出の「国民健康保険財政に対する国庫負担の増額について」及び富士宮市提出の「富士山の世界文化遺産登録に対する支援について」、「社会保険診療報酬に係る消費税の非課税取扱いの見直しについて」の3件の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案3件につきましては、10月28日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、10月28日、第139回静岡県市議会議長会定期総会が伊豆の国市で開催され、議長と私が出席いたしました。

この総会では、会務報告の後、平成21年度会計決算認定及び平成22年度会計補正予算をそれぞれ承認、可決し、先の東部地区市議会議長会で可決いたしました議案を含む5件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市であります磐田市に一任することにいたしました。

次に、11月1日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成22年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私が出席いたしました。

この研修会では、静岡大学人文学部教授の日詰一幸氏による「平成の大合併から変貌する地域の今後に向けて」と題した講演がありました。また、講演の後、「平成の大合併といま」を議題に各市の正副議長による意見交換会が開催されました。

次に、11月12日、全国温泉所在都市議会議長協議会の第77回役員会が東京で開催され、議長が出席されました。この役員会では、会務報告と実行行動について審議し、役員会終了後、温泉所在都市に対する税財政措置等に関する要望書を衆参議員会館にて関係議員に提出し、要望されました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月21日から22日にかけて、総務文教委員会が愛知県岡崎市の「議会基本条例について」及び「放課後児童健全育成事業について」を視察されました。

10月26日から27日にかけて、産業厚生委員会が千葉県市原市の「環境基本計画について」、「ごみ問題について」及び「林道管理条例について」を視察されました。

次に、姉妹都市関係について申し上げます。

10月3日、第34回全国育樹祭が沼田市の群馬県立森林公園、21世紀の森を会場として、「樹のいぶき育ててつなぐほしの未来」を大会のテーマに開催され、議長が市長とともに出席をされました。

次に、11月13日から14日までの2日間、議長を団長として、議席番号が1番から4番と12番から14番までの議員7名が山口県萩市を訪問し、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいられました。

次に、総会関係について申し上げます。

11月15日、富士山静岡空港利用促進協議会の平成22年度臨時総会が静岡市で開催され、議長が出席をされました。この臨時総会では、会長の変更・選任に関する議案と富士山静岡空港利用促進宣言の改定についての議案が審議され、それぞれ選任、可決をされました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

10月14日、新潟県南魚沼市議会の議員8名が、「教育旅行について」を視察されました。

11月18日、北海道音更町議会の議員5名が、「自然・歴史的資源などを活用した観光振興について」を視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書2件でございます。

静岡県保険医協会の代表者、間間 元氏より送られてきました「子宮頸がんワクチンの国と地方による全額負担を求める意見書採択に関する陳情書」、国土交通省関係労働組合中部ブロック共闘会議議長、杉本忠久氏外2名より送られてきました「住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書」であります。

この写しを議席配付してありますので、ごらんください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君）朗読いたします。

下総庶第119号。平成22年11月24日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成22年11月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成22年11月24日招集の平成22年11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、

議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

下総庶第120号。平成22年11月24日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成22年11月下田市議会臨時会説明員について。

平成22年11月24日招集の平成22年11月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、上下水道課長 滝内久生。

以上でございます。

副議長（土屋 忍君） 以上で諸般の報告を終わります。

議第53号～議題56号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第53号から議第56号までを一括してご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開き願います。

まず、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

初めに、提案理由でございますが、厳しい市内経済の状況及び市の財政状況等を考慮し、期末手当の支給率の見直しを図るものでございます。

改正の内容でございますが、条例改正関係等説明資料3ページ、4ページをお開き願います。左のページが改正前、右のページが改正後の条文で、アンダーラインの部分が改正部分でございます。

今回の改正内容でございますが、施行日が複雑でございますので、2条立てとさせていただきます。第1条関係は平成22年12月1日から施行するものであり、第2条関係は平成23年4月1日施行となるものでございます。

最初に、第1条関係についてご説明をさせていただきます。第2条第2項は期末手当に関する規定でございます。12月期に支給する期末手当の支給率を現行の100分の220から100分の20を減じまして、100分の200に改めるものでございます。

第2条関係は平成23年4月1日から施行するものでございまして、第1条で改正したところの年間の支給率は100分の395で変わりはありませんが、6月期と12月期の支給率を改めるもので、6月期の支給率を100分の195から100分の190に、また、第1条で改正したところの12月期の支給率を100分の200から100分の205に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、第1条の規定は平成22年12月1日から施行するもので、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第54号 下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、議第53号と同様、厳しい市内経済の状況及び市の財政状況等を考慮し、期末手当の支給率の見直しを図るものでございます。

改正の内容でございますが、条例改正関係等説明資料5ページ、6ページをお開き願います。左のページが改正前、右のページが改正後の条文で、アンダーラインの部分が改正部分でございます。

今回の改正内容でございますが、議第53号と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、議第55号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、平成22年度の人事院並びに静岡県人事委員会の勧告に基づき、職員の給料表の額の一部改定及び期末手当・勤勉手当の支給率並びに住居手当の支給基準の見直しを図るものでございます。

ご承知のとおり、人事院は本年8月10日に国会及び内閣に対し、平成22年度人事院勧告を、また、静岡県人事委員会は10月6日に県議会及び知事に対し、平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものとしたしまして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないように、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上で必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成22年度人事院勧告の骨子でございますが、本年は、公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、特別給のいずれも民間給与を上回っており、月例給については、今回初めての措置として、民間との給与差が拡大している傾向にある50歳代後半層の俸給及び俸給の特別調整額を1.5%減額して支給することとし、あわせて俸給表の引き下げにおきましては、公民較差0.19%、金額にして757円を是正するため、中高年齢層が受ける俸給月額について、平均0.1%の引き下げを行うとともに、本年4月から改定の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、平成22年12月期の期末手当の額で所要の調整を行うもので、あわせて期末・勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2カ月分引き下げて3.95月分とするというものでございます。

なお、支給月数の引き下げ分について、平成23年度以降においては、本年の公務の6月期の支給状況及び民間の特別給の支給状況を参考に、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることとしております。

このようなことから、職員組合との間で事務折衝及び団体交渉を行った結果、勧告どおり月例給、特別給の引き下げ及び自宅に係る住居手当の廃止には同意するが、本年度の期末・勤勉手当の削減月数による影響額については、給与の独自削減を実施している中、昨年度と同様に独自削減率の緩和に充てるということで、組合とは合意に至ったところでございます。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきました労使慣行を尊重、堅持し、また、情勢適応の原則にも配慮した上で、人事院勧告に準拠し、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

給与改定の概要でございますが、条例改正関係等説明資料の7ページをごらんください。上段に記載してあります給料表関係でございます。

中高年齢層が受ける俸給月額について、引き下げ改定を行うものでございますが、本年4月から改定の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するための調整については、給与の独自削減を実施中であることを踏まえ、見送ることとさせていただきます。

また、50歳代後半層の俸給及び俸給の特別調整額を1.5%減額して支給することについても、静岡県人事委員会の平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえた中で、今回は見送ることとさせていただきます。

給料表につきましては、説明資料の8ページから17ページをごらんいただき、2級65号給から125号給までを200円から300円、3級30号給から101号給までを200円から500円、4級17号給から101号給までを200円から700円、5級14号給から97号給までを200円から700円、6級15号給から101号給までを200円から700円の幅で引き下げるものでございます。

なお、2級の平均改定率はマイナス0.08%、3級が平均マイナス0.09%、4級が平均マイナス0.10%、5級が平均マイナス0.11%、6級が平均マイナス0.12%の改定率となるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、説明資料7ページ中段をごらんください。

期末・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2カ月分引き下げ、12月期支給の期末・勤勉手当で対応するもので、期末手当については、本年12月期支給分について、現行の1.5月分を0.15月分引き下げて1.35月分とし、勤勉手当については、現行の0.7月分を0.05月分引き下げて0.65月分とし、年間の期末・勤勉手当支給月数を4.15月分から3.95月分に改めるものでございます。

さらに、平成23年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における期末・勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条におきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、自宅に係る住居手当でございますが、説明資料の7ページ下段をごらんください。

自宅に係る住居手当については、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である

者に対し、現在月額3,000円を支給しているところでございますが、平成21年度の人事院勧告並びに県の平成22年人事委員会の報告及び勧告で廃止の方針が示され、今回廃止の提案をさせていただくものでございます。

なお、給与改定に当たりましては、当局の方針に基づき、職員組合と数回にわたり折衝を重ね、協議・交渉させていただきました結果、先般11月10日に合意・妥結に至りましたので、今回、条例改正を提案させていただくものでございます。

また、期末・勤勉手当の支給割合の改定経過と今回の改定案につきましては、7ページ下段の表をごらんいただきたいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の8ページから21ページにかけてご説明を申し上げます。

お手数ですが、まず、条例改正関係等説明資料の8ページ、9ページをお開き願います。左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところございまして、これ以後のページも同様でございます。

今回の条例改正の組み立て方につきましては、期末・勤勉手当の配分調整等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2段ロケット方式という改定方式により3条立てとさせていただきます。

まず、期末・勤勉手当に関する改正でございますが、下田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというものでございまして、期末・勤勉手当に関する改正でございますが、期末手当において、第18条第2項中、100分の150を100分の135に改め、勤勉手当においては、第19条第2項中、100分の70を100分の65に改めるものでございまして、現行条例におきましては、12月期に支給する期末・勤勉手当の総額は、基準日であります12月1日現在において職員が受けるべき給料の月額、すなわち期末・勤勉手当基礎額に扶養手当の月額を加算した額に、期末手当においては100分の150を乗じて得た額を支給し、勤勉手当においては100分の70を乗じて得た額を超えてはならないとして上限を定めておりますが、この率を改めるものでございます。

これによりまして、年間の期末・勤勉手当の支給率は100分の415が100分の395となるものでございます。

次に、別表給料表の改正でございますが、条例改正関係等説明資料の8ページから17ページにかけてまして、別表給料表の改正前、改正後を記載しておりますが、別表を9ページ、11ページ、13ページ、15ページ、17ページのように改めるものでございまして、冒頭ご説明申

し上げましたように、改定は中高年齢層の俸給月額について引き下げ改定を行うものでございまして、職務の給 2 級の平均改定率はマイナス0.08%、3 級が平均マイナス0.09%、4 級が平均マイナス0.1%、5 級が平均マイナス0.11%、6 級が平均マイナス0.12%の改定率となるものでございまして、全体としては平均マイナス0.1%の改定率となっております。

続きまして、一部改正条例の第 2 条関係でございまして、条例改正関係等説明資料の16ページから19ページにかけて記載をしております。

まず、住居手当に関する改正でございまして、自宅に係る住居手当の支給を廃止するため、第 9 条の 3 において、条文整備を行うものでございます。

次に、平成23年度以降の期末・勤勉手当の支給率に係る改正でございまして、説明資料の18ページ、19ページをお開き願います。

今回、期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き下げることとし、本年度については12月期分にまとめて改定したところですが、平成23年度以降の期末・勤勉手当につきましては、本年の公務の 6 月期の支給状況及び民間の特別給の支給状況を参考に、6 月期及び12月期における支給月数を定めるための支給調整を図るため、一部改正条例の第 2 条におきまして所要の改正を行うものでございます。

内容は、期末手当において、第18条第 2 項中、100分の125を100分の122.5に、第 1 条で改正したところの100分の135を100分の137.5に改め、勤勉手当においては、第 1 条で改正したところの、第19条第 2 項中、100分の65を100分の67.5に改めるものでございます。

続きまして、一部改正条例の第 3 条関係でございまして、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございまして。

条例改正関係等説明資料の20ページ、21ページをお開き願います。

この改正は、企業職員の住居手当に関する改正でございまして、下田市職員の給与に関する条例の一部改正同様、第 4 条の 3 において、自宅に係る住居手当の支給を廃止するための条文整備を行うものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございまして、附則第 1 項はこの条例の施行期日を定めておりまして、この条例中第 1 条の規定は、平成22年12月 1 日から、第 2 条及び第 3 条の規定は、平成23年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

附則第 2 項は、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして。

条例改正関係等説明資料の20ページ、21ページをお開き願います。

改正の内容は、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基準となる額について、引き下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、昨年の経過措置額の引き下げ率である100分の99.82から100分の99.66に引き下げるものでございます。

次に、議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、職員の給与の減額措置を解消するためでございます。

ご承知のとおり、下田市特別職等の給与の特例に関する条例につきましては、本市の厳しい財政事情を考慮し、早期財政健全化を図るための1つの手法といたしまして、市長、副市長、教育長のほか、一般職の職員の給与を一定の割合で減額することについて、平成18年3月市議会定例会において議決をいただき、以後、職員の基本給につきましては、毎年3月の市議会定例会におきまして、翌年度の独自削減率を変更する内容で条例の一部改正議決をいただき、また、市長、副市長及び教育長につきましては、平成20年6月の市議会定例会におきまして、平成20年7月5日から平成24年7月4日までの間に支給されるべき給料の額を引き続き10分の1減じて支給することの議決をいただき、現在に至っているものでございます。

今回の一部改正条例の内容でございますが、本市の厳しい財政事情を職員にご理解いただき、平成18年度から平成21年度までの4カ年度にわたる給与の独自削減によって、削減しなかった場合と比較しますと、一般職の職員において4億2,231万9,000円、市長・副市長・教育長において1,672万2,000円、あわせて4億3,904万1,000円に上る効果額となっております。

平成22年度の予算編成におきましても、人件費の圧縮による財源の確保の成否が重要な要因を占めるという共通認識の上に立ちまして、職員各位のご理解をいただき、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度に引き続き、5年目となる平成22年度におきましても給与の独自削減にご理解とご協力を得て、合意に至った経過がございます。

そういった中、議第55号でも説明をさせていただきましたが、本年8月10日に人事院は国会及び内閣に対し、平成22年度人事院勧告を、また、静岡県人事委員会は10月6日に県議会及び知事に対し、平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

期末・勤勉手当については、人事院及び静岡県人事委員会ともに昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2カ月分引き下げ、3.95月分とするというものでございます。

このような中、本年度の期末手当、勤勉手当の削減月数による影響額については、給与の

独自削減を実施している中、独自削減率の緩和に充てるということで組合と合意に至り、今回、下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正を行わせていただくものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料によりご説明を申し上げます。説明資料の22ページ、23ページをお開き願います。22ページは改正前、23ページが改正後でございます。アンダーラインの引いてあるところが改正箇所でございます。

平成22年度におきましても、地方分権改革による業務量の増大や職員削減による職員1人当たりの業務密度の高まりに伴う負担増の問題、また、本市職員のラスパイレス指数は依然として低レベルに位置していること、さらに、景気後退局面において生活環境を取り巻く厳しい情勢などを考慮し、一部削減率を緩和する内容で見直しを行ったもので、特例の内容でございますが、22ページの第4条第1項の表をごらんいただきますと、平成22年度におきましては、職務の号給が1級1号から1級40号にある者と2級1号から2級4号にある者、おおむね23歳までの職員16人が該当しておりまして、これらの職員は100分の2を減じ、その下の欄に記載した号給にある者、これらに該当する職員はおおむね24歳から33歳までの職員60人ですが、これらの職員は100分の3を減じ、その下の欄に記載した号給にある者、これらの職員はおおむね34歳以上の者178人が該当しておりますが、これらの職員は100分の5を減じているところでございます。

第4条第2項は、管理職手当に関する規定でございます。給料の削減率に伴い、管理職手当の率も連動し、削減率は100分の5となっているものでございます。

今回の改正に係る条例第4条は、一般職の職員の給与の額の特例を規定しているものでございまして、第4条第1項中において、給与の減額の期間とし、現行条例上は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間と定められているところであり、また、第4条第2項は管理職手当に関する規定でございます。給料の削減率に伴い、管理職手当の率も連動しているものでありますが、制定附則に次の1項を加え、附則第3項とし、第4条の規定にかかわらず、平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間に支給されるべき給料の額及び管理職手当の額については、同条の規定は適用しないとするものでございます。

職員給与の減額措置を平成23年1月から解消することにより、約1,230万円の影響額となりますが、独自削減を12月まで実施したことによって、一般職員給与ベースで、削減しない場合と比較して年間およそ5,100万円の削減効果が生まれ、平成18年度から平成22年度までの5年間の効果額は、約4億7,340万円となるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、この条例は平成23年1月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてから議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

副議長（土屋 忍君） 議第53号から議第56号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております4件について、一括質疑を許します。

5番、鈴木 敬議員。

5番（鈴木 敬君） お聞きしたいんですが、今回の給与の改定も基本的には人事院勧告に準拠して、人事院勧告の示したとおりに、下田市もそれに準拠して行うということですが、人事院勧告の根拠となるものは、民間と公務員との給与格差をできるだけ解消していくということでもあります。その場合、人事院勧告が根拠とするところの民間というのはどのようなものを指すのかということと、そして、下田市の民間の平均給与はどのようなことになっているのか。市はどのように下田市の民間の給与状況を把握しているのか。そこら辺についてご説明をしてください。

副議長（土屋 忍君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 人勤の根拠、民間とはどのような民間を指すのかというようなことがまずありました。まず、職員の給与の決め方というのは、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないというようなことで、地方公務員法第24条にうたわれているわけではございます。情勢適応の原則という中で人事院勧告が行われてきたところではございまして、人事院勧告における背景、全国1万1,100の民間事業所、約45万人の個人別給与、これは事業所規模で50人以上でございます。公務と民間の4月分の給与を実態調査いたしまして、主要な給与の決定要素である役職とか、あるいは年齢とか学歴等を比較した中で出てきた数字でございます。

下田市ではということではございますけれども、これを独自に調査するということは現実的に非常に困難でありまして、県内においても人事委員会を設けている静岡県、政令市の静岡、浜松市においては、独自調査の中で民間と公務員給与との比較の実態調査をしておりますけれども、なかなか中小の自治体においては作業が困難だということから、これまでずっと人事院勧告並びに県の人事委員会の報告に準拠した取り扱いで対応させていただいたものでござ

ざいます。

今、下田市の給与がどうなっているのかということについては、そういう調査はしてございませんが、ただ、先ほども言いましたように、公務員の給与というのは事業所規模50人以上の規模で情勢適応の原則が適用されるということで、この市内あたりの中小企業と言うか、結構零細な企業というような形での比較とはちょっと違うのかなと、公務員の給与の組み方は。そのように感じております。

以上でございます。

副議長（土屋 忍君） 鈴木 敬議員。

5番（鈴木 敬君） 市は下田市の民間給与と所得者の給与所得の現状をしっかりと把握していないということですね。実質的に、実際に下田市の給与所得者とはどの程度の給与をもらっているのかというふうな実態を、市は把握していないというふうなことで聞こえますが、それでよろしいんですか。

副議長（土屋 忍君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 現実的に、どこどこの民間の給与がということは把握していません。ただ、そういう面言えば、商工会議所あたりに産業振興課のほうからという形になるかと思えますけれども、調査とか何とかすれば、それは可能なかなとは思いますが、特に人事院勧告の給与の改定に当たって、下田市の給与の実態と公務員の給与の実態を比較する上ではどうなのかなという気はしていますけれども。下田市の民間給与の実態を調査することは、会議所あたりに聞けば可能なかなというふうには考えております。今現在のところ、市内各事業所の給与の調査というのは、恐らくしていないのかなというふうに自分も考えています。

副議長（土屋 忍君） 鈴木 敬議員。

5番（鈴木 敬君） 会議所に聞けばある程度わかるというようなことをなぜ聞かないのか。そこら辺のところは疑問に思いますが、私の言いたいのは要するに、民間に準拠するわけなんです、民間というレベルが人事院勧告が根拠とする民間50人以上の企業、1万1,100社ですか、その平均給与をとっていると。50人以上の企業というのは、ほとんど下田市では数えるぐらいしかないと言う。下田市の民間と言った場合、国の人事院勧告が根拠とする民間とは大分レベルというか、格差があるんじゃないかというふうに思います。

したがって、公務員の給与も人事院勧告に依拠して下田市もそれをやるわけですが、そういうふうな一般の市民から受けた公務員の給与に対するとらえ方、感じ方とすごくギャップ

が出てくるんです。だから、絶えず市の職員の給与が高いんじゃないかなとかというふうなことが出てきます。

決して公務員の給与が高いわけじゃないんですが、問題は下田市の給与所得者の所得が低いというふうなことであって、それをどういうふうに高めていくのかというふうなことをやっつけていかなければいけないのかなというふうなことを、これはいつも私をもっと経済について下田市がもっと取り組むべきだというふうなことを言っている、そのような根拠や何かがあるんですが、そこら辺のところ、しっかり民間の下田市の経済状況、下田市の民間給与所得者がどの程度の給与をもらっているのかということをしっかり把握して、それをどういうふうにしていけばいいのかというふうな施策、もう1回しっかり下田市としても取り組んでいく必要があるのではないかとというふうに思います。これは私の意見です。

以上です。

副議長（土屋 忍君） ほかに質疑ございませんか。

沢登英信議員。

1番（沢登英信君） 説明資料のページ数でお尋ねをしていきたいと思いますが、23ページの附則の3項ですね。独自削減の廃止についてであります。23年の1月1日から23年の3月31日までに支給されるべき給与の額については同条の規定は適用しない。こういう規定がありますが、1月から3月までということですが、これ以降はどうするのかということが、この規定では出ていないと思うわけがあります。むしろ、23年1月1日からは適用しないと。こういうことの意味の内容ではないかと思いますが、再度これ以降もまた独自の削減をしようという、こういうことになっているのかということが1点であります。

もう1点は、住宅手当の7ページの点ですが、現在支給月額3,000円。これを廃止をすると。人勧や県の人事委員会も廃止をうたっているのと。こういう理由であります。対象者が何人でどのぐらいになるのかと。それからやはり市内の住宅状況とあわせて、新築の家を建てる職員とあわせてこういう手当が支給されてきたかと思うわけですが、これをただ人勧が廃止だからというようなことでいいのかと。総額減額実態はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、数字の確認をさせていただきたいと思いますが、確か聞き間違いではなかったかと思うわけですが、平成18年から独自減額をされて4年間ということではないかと思うんですが、4億7,340万円と4億2,300何十万円とか、2つの数字を聞いたような気がするんですけれども、聞き違いかもしれませんが、ちょっとそこら辺を確認をさせていただく。独自

削減は何年から何年までやってきて、どうなるのか、どうなったのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、今度の給料表の改定は年齢50歳以上ですか、5級、6級にいる方々の削減額が0.11%から0.12%と大変多くなっている。国の人勧によりますと、ここら辺、年配者の削減率が多いということは、定年制の延長、65歳定年との絡みをうたっていようかと思うわけです。そういう点では、65歳定年についてどのような議論がされているのかという点を、この改正とあわせてお尋ねをしたい。

4点目としまして、この人事院の勧告で指摘を受けて、下田市として実施をしないという点があるかと思いますが、その点はどこなのか。もう一度確認をさせていただきたいと思っています。

とりあえずの質問は。以上です。

副議長（土屋 忍君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず、4年間と5年間の数字から行かせていただきます。18年から4年間で一般職の職員において4億2,231万9,000円。一般職ですね。これが5年間に4億7,340万円。これ、22年度ということです。

それから、住居手当の関係ですけれども、4月1日現在、職員254名のうち住居手当の受給者が113名、それから、そのうち自宅に係る住居手当の受給者が76名、全体の約30%の方が自宅に係る住居手当を受給していると。これが76人ですので、月額3,000円ということで、1年間にしますと273万6,000円の影響額になります。

人勧の、国と比べて下田市ではやらなかったところはどこかということなんですけれども、まず、4月にさかのぼった形の調整は実施しないと。それから、55歳以上の俸給月額、俸給表にプラス1.5%の俸給及び俸給の調整額、これの1.5%の減額はやりませんよということです。

それから、独自削減の関係なんですけれども、これは3月で終わりで、来年度以降一般職の職員の独自削減を続けるということは考えておりません。3月で終わりですね。新年度以降は、23年度以降独自削減というのは考えておりません。

定年延長の関係なんですけれども、これは各市の県下の状況等もいろいろあるんですけれども、沢登議員言われたように、今、人勧のほうでは定年延長制に向けたことで、本年度をめぐりにそういう定年延長制に向けたことを検討するという中で、人事院勧告のほうで示されております。そういった中、県の人事委員会についても今回は見送ると。これから国とかい

るんな自治体の状況を見ながら、県のほうは、いずれにしても定年延長に向けた形の関係で、見送るといふことが多いようで、指定都市の中でも、ほとんど浜松、静岡、もう1個どこかあったんですけども、19市のうち3市以外は、定年延長制の中で55歳以上の今回の人勧は見送っているというのが現状でございます。

自宅部分に係る住居手当についてなんですけれども、単純に人勧が出たからというふうなことなんですけれども、この自宅に係る住居手当については、先ほども言いましたように、去年に人勧、ことし静岡県の人事委員会の報告が出ています。この平成21年国のほうの人勧なんですけれども、自宅に係る住居手当というのはそれ以前に、平成15年に財形持家個人融資に関連するものである住宅の新築購入後5年に限り支給される手当のみを残して、その前に、平成15年の時点でもう人勧のほうで切られています。

現在までに、昨年までに国のほうが残っていたのは、あくまでも、今言いましたように、新築購入後5年に限り支給するもので、月額2,500円というのが定められていたんですけども、自宅に係るこの住居手当というのは主に自宅の維持管理の費用を補てんする趣旨の手当として、昭和49年に設けられたということなんですけれども、ずっと創設以来手当額のほう改定が行われないなど、公務内でその趣旨が定着していなかったことがあったりというふうに入勧のほうでは言っていました。

そんな中、平成15年に財形持家個人融資に関連するものである住宅の新築購入5年に限り支給される手当のみを残して廃止したということで、県の人事委員会においても、昨年と比べて、県内の持ち家に関する住居手当を支給している民間事業所というのは、昨年は7割近くあったらしいんですけども、今回県内15.9%、約16%の事業所しか民間の住居手当の支給をしていないというふうに入、県の人事委員会の報告に出ています。

そういった中、私のほうといたしましては、平成21年の国の人事院勧告が出た時に、組合のほうには住居手当については廃止をしたいよと。ただ組合のほうから今現在独自削減を実施している中で住居手当まで廃止しちゃうと困るよというようなことがあって、去年の申し出の中で独自削減が廃止をした時点から、住居手当については廃止をしたいよという申し出を先にしてございました。いずれにいたしましても、国のそのような人事院勧告並びに県の民間事業所の支給率の状況等を考えた中で、今回組合と廃止について合意・妥結に至ったということでございます。

以上でございます。

副議長（土屋 忍君） 沢登英信議員。

1番（沢登英信君） 今年度、定年延長に向けての提案はしないんだということはわかりましたけれども、一定の検討がされているのかどうなのか、再度お尋ねをしたいということと、もう1点、やはり日本人であればこの自治体に住んでいようと、標準的なサービスを受けられると。こういうものが地方交付税の制度として実現がされていようかと思うわけです。

したがって、市内の商店街等に勤める方々の給与と、一概に市の職員の給与を比較すればいい、こういうことではない。一定の市の職員が、団体職員を含めましたその地域自治体、地域地域の給料を引き上げていくと、あるいは指導的な地位にあると、標準的な地位にあると、こういうことにあると思うわけですので、その点はぜひとも多くの議員に、人勤の持っている意味とこの制度の中の職員給与の意味をご理解がいただけるように、きっちり説明する必要あるんじゃないかと、これは意見ですけれども思いますので、よろしくお尋ねをしたい。

それから市長を初め、副市長、教育長の特別職の方々の期末・勤勉、それから10%の削減についてはどのようにお考えなのかという点についてお尋ねをしたい。そして、それらは今後も続けていく考えであるのかと。今後も続けるというようなことであれば、それはむしろそういう暫定的なものではなくて、ちゃんと報酬を妥当な額に。引き下げた額が妥当であるというのであれば、引き下げた妥当な額に決め直すと。特例措置的な形で進めるという措置はおかしいんじゃないかと。長い間そういうものをやるということはですね。そういうことにもなるかと思しますので、そこら辺の検討はどのようにされているのか。あわせてお尋ねをしたいと思います。

副議長（土屋 忍君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず、定年延長の関係でございます。定年延長に向けた制度の見直しということで、今回人勤で言われていますのは、公的年金の支給開始年齢が今60歳から今度65歳と段階的に引き上げられることに伴いまして、平成25年度以降、今60歳で定年退職しても年金が25年以降は支給されずに年金支給開始年齢までの間に無収入となるというようなことから、25年度からなくなるわけです。そのようなことで、人事院勧告の中で、人事院の考えの中では、平成25年の時に定年延長を61歳にしましょうと。それから、平成28年度には62歳にしましょうと。平成31年には63歳にしましょうと。平成34年に64歳、平成37年に65歳にしましょうというようなことを考えているようでございます。

ただ、いずれにいたしましても、やはり人事院が本年中をめどに検討した結果をとということで、それがまだ出ていませんので、特に下田市として65歳定年延長に向けた取り組み、そ

ういうことは今現在はしていないというのが現実でございます。

副議長（土屋 忍君） 市長。

市長（石井直樹君） 市長を含め、副市長、教育長の特別職の報酬でございますが、これにつきましては議会のほうに条例の承認ということで、私の任期の24年7月4日まではこのカット率で行かせていただくということを議会に承認をいただいておりますので、今回のこの人勤の問題につきましても、私ども市長、副市長、教育長につきましては、確か当時10%のカットというものは、私の任期中は政策として続けていくということで、このままやらせていただきます。

沢登議員のほうから、当然仕事に見合った報酬をとるべきだというご提案は大変ありがたいんですが、先ほど敬議員からもちょうと出ましたように、やっぱり市内のこういう経済状況を考えておりますと、我々この3人はそういう報酬で、それなりの仕事はちゃんとやろうという合意の中で、24年7月4日までは、このまま減額ということで続けさせていただく予定でございます。

副議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案から議第56号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 6分休憩

午前11時16分再開

議第57号～議第62号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、日程により、議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、議第57号から議第62号までの各補正予算につきまして一括してご説明申し上げますので、お手数ですが、お手元に浅黄色の表紙の補正予算書と補正予算の概要、それから、水色の表紙の水道事業会計の補正予算書をご用意いたします。

このたびの補正予算は、先ほど総務課長より議案説明がございましたように、一般会計におきましては、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてから議第56号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの各条例の一部改正に伴う常勤特別職及び教育長の期末手当の支給率の見直し、それから、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料表の額の一部改定及び期末・勤勉手当の支給率並びに住居手当の支給基準の見直し、さらに、一般職の職員の給与の減額措置を解消するための補正でございます。

また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計及び水道事業会計に係る補正予算は、職員の給与に関する条例等の一部改正等の議案に伴う職員給与及び期末・勤勉手当の改定並びに職員給与の減額措置を解消するための補正予算でございます。

それではまず、議第57号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、2ページから3ページまでの第1表に記載のとおりでございますが、その主な内容につきましては、後ほど補正予算の概要とあわせてご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の39ページをお開き願います。

議第58号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正の第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,762万2,000円とするものでございます。

なお、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、40ページ、41ページの第1表に記載されているとおりでございますが、その主な内容につきましては、補

正予算の概要により、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の55ページをお開き願います。

議第59号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正の第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,312万6,000円とするものでございます。

なお、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、56ページ、57ページに記載の第1表のとおりでございますが、その主な内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の71ページをお開き願います。

議第60号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正の第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,836万2,000円とするものでございます。

なお、第2項の歳入歳出予算の款項の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、72ページ、73ページの第1表に記載されているとおりですが、その主な内容につきましては、補正予算の概要により、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の87ページをお開き願います。

議第61号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、第1条の歳出予算の補正につきまして、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、88ページの第1表に記載されているとおりでございますが、その主な内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、水道事業会計につきまして、お手数ですが、水色の補正予算書をご用意いたします。

表紙をめくっていただき、1ページに記載のとおり、議第62号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、今議会に上程の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う水道企業職員の給与等の改定に係る所要額といたしまして、第5条に規定するとおり、職員給与費1億739万5,000円から44万2,000円を減額し、1億695万3,000円に改め

るという内容の補正予算でございます。

続きまして、各会計の補正予算につきまして、補正予算書と補正予算の概要により、ご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の32ページ、33ページの特別職に係る給与費明細書をお開き願います。

今議会に上程の市長、副市長及び教育長の期末手当に係る条例の一部改正に伴う市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給率改定による明細書でございますが、一番下の増減の欄をごらん願います。

まず、市長、副市長につきましては、期末手当の年間支給率が4.15月分から3.95月分に0.20月分引き下げとなり、期末手当の額で26万2,000円、共済費へのはね返し分で4万5,000円、計30万7,000円の減額となり、教育長につきましても、期末手当の年間支給率が4.15月分から3.95月分に0.20月分引き下げとなり、期末手当の額で11万3,000円、共済費で1万5,000円、計12万8,000円の減額となるものでございまして、特別職の合計では、期末手当で37万5,000円、共済費で6万円、いずれも減額となり、合計43万5,000円の減額となるものでございます。

続きまして、補正予算の概要の18ページ、19ページをお開き願います。

まず、最上段に記載の議第57号、一般会計（補正第4号）でございますが、一般職職員の給与改定に係る概要でございまして、対象職員219人分の人件費所要額は、給与関係条例の一部改正に伴う補正額が、給料で979万5,000円の追加、管理職手当で12万9,000円を追加し、一方、期末手当で1,045万6,000円の減額、勤勉手当で345万2,000円の減額となっており、職員手当の合計では1,377万9,000円の減額となり、さらに、共済費はね返し分で251万8,000円の減額となっており、一般会計における一般職の職員については、総合計で650万2,000円の減額補正となるものでございます。

なお、今回の補正で、市長、副市長及び教育長の期末手当年間支給率改定により43万5,000円の減、一般職職員の人件費で650万2,000円の減、さらに、一般会計から国保、介護、後期高齢者医療特別会計への操出金が合計38万円の減額となり、歳出合計では731万7,000円の減額となるものでございまして、当該減額分は予備費に追加して調整させていただくものでございます。

続きまして、表の2段目、議第58号、下田市国民健康保険事業特別会計予算（補正第3号）でございますが、対象職員5人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定が、給料

で20万6,000円の増額、一方、期末手当で21万4,000円の減額、勤勉手当で7万2,000円を減額し、職員手当の合計では28万6,000円の減額、さらに共済費で5万8,000円を減額し、総合計では13万8,000円の減額補正となるものでございまして、この減額分13万8,000円につきましては、一般会計からの事務費等繰入金を減額することにより調整させていただくものでございます。

続きまして、表の3段目の議第59号、下田市介護保険特別会計予算（補正第2号）でございしますが、対象職員9人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定が、給料で40万8,000円を増額し、一方、期末手当で43万9,000円の減額、勤勉手当で14万8,000円を減額し、職員手当の合計では58万7,000円の減額、さらに共済費で14万7,000円の減額となりまして、総合計では32万6,000円の減額となるものでございます。

なお、この減額分32万6,000円につきましては、人件費のルール分といたしまして、国庫補助金で7万円を減、県費補助金で3万4,000円を減額、また、基金繰入金で3万6,000円を減額調整し、残額の18万6,000円につきまして、ルール分として3万4,000円、ルール外で15万2,000円、合計18万6,000円を一般会計繰入金の減額により調整させていただくものでございます。

続きまして、4段目の議第60号、下田市後期高齢者医療特別会計予算（補正第2号）でございしますが、対象職員2人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定が給料で4万1,000円の増額、一方、期末手当で6万4,000円の減額、また、勤勉手当が2万1,000円の減額で、職員手当の合計では8万5,000円を減額し、さらに、共済費で1万2,000円の減額となり、総合計では5万6,000円の減額となるものでございまして、この減額分5万6,000円は、一般会計からの事務費繰入金を減額することにより調整させていただくものでございます。

続きまして、表の下から3段目、議第61号、下田市下水道事業特別会計予算（補正第3号）でございしますが、対象職員4人分の人件費で、給与関係条例の改正に伴う改定が、給料で14万1,000円の増額、一方、期末手当で16万9,000円を減額し、また、勤勉手当で5万7,000円減額、職員手当の合計では22万6,000円を減額いたしまして、さらに、共済費で6万8,000円の減額となり、総合計では15万3,000円の減額となるものでございまして、この減額分15万3,000円につきましては、予備費を同額分増額することにより調整させていただくものでございます。

続きまして、下から2段目の議第62号、下田市水道事業会計予算（補正第2号）でございしますが、対象職員13人分の人件費で、企業会計職員に係る給与関係条例の改正に伴う額の改

定が、給料で56万円、管理職手当で8,000円、いずれも増額でございまして、一方、期末手当で60万円の減額、また、勤勉手当で22万円を減額し、職員手当の合計では81万2,000円の減額となり、さらに、共済費で19万円を減額し、水道事業会計といたしましては、総合計で44万2,000円の減額となるものでございます。

なお、補正予算の概要の16ページ、17ページをごらんいただき、水道事業会計に係る人件費の改定により生まれた財源のうち、3条予算の収益的支出の中で、水道事業費用の39万2,000円の減額分につきましては、収益的収支で当年度純利益に39万2,000円を追加し、また、4条予算の資本的支出における5万円の減額につきましては、補てん財源である減債積立金取り崩し額を5万円減額することによって財源調整するものでございます。

18ページ、19ページに戻っていただきまして、一番下の表ですが、ただいまもご説明申し上げました一般会計から水道事業会計までの6会計の合計で、一般職の職員252人分の人件費として、給料で1,115万1,000円の追加、一方、職員手当で、管理職手当が13万7,000円の増、期末手当で1,194万2,000円、勤勉手当で397万円の減額となり、職員手当の合計では1,577万5,000円の減額となるものでございます。また、共済費におきましても299万3,000円の減額となって、総合計では761万7,000円の減額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明で恐縮ですが、議第57号から議第62号までの6件の補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

副議長（土屋 忍君） 議第57号から議第62号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております6件について、一括質疑を許します。

岸山議員。

6番（岸山久志君） すみません。勉強不足で申しわけありませんけれども、補正予算書の32ページの人数なんですけれども、特別職の1,259名という人数というのは、これはどういう人数を言っているんですか。

副議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この特別職につきましては、条例等に基づきます審議会の委員さんとか、そういった方々を含んでの人数になるものでございます。

副議長（土屋 忍君） 岸山議員。

6番（岸山久志君） 確認を。では、延べの人数ということで理解してよろしいんですか。

副議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） これは選挙の立会人とか、そういった方も全部含んでおりまして、実人員でございます。

副議長（土屋 忍君） 岸山議員。

6番（岸山久志君） 延べ人数じゃなくて実人数ということは、でもこれ重複もあり得るということですね。それと、教育長はどこにいらっしゃるんですか。

副議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） その他の特別職につきましては、あわせて特別職に選任されている方につきましては、重複した形でカウントさせているというふうにとらえています。

それから、その他の特別職の中に教育長も含まれているというものでございます。

副議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

土屋誠司議員。

11番（土屋誠司君） 人勤により、すべて減額なんですけれども、1箇所だけ、この消防費のところだけ64万円の増。この説明がなかったんですけれども、どういうことですか。

副議長（土屋 忍君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 消防の関係ですよね。大変失礼いたしました。

実は、10月12日付で1人建設課のほうから職員を市民課のほうに一部人事異動させていただきました。その関係上、ここの事業において期末・勤勉手当、今までそこに職員1人しかいませんでしたので、支払うことができなくなったということで、その部分だけ、そういう意味で言うと、人勤にはかかわらないんですけれども、期末・勤勉手当を補正させていただいているということでございます。

副議長（土屋 忍君） 土屋誠司議員。

11番（土屋誠司君） 10月12日、何か半端な時に人事異動ですよね。これは、理由はどんなものですか。

副議長（土屋 忍君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 病気休暇の関係でございます。

副議長（土屋 忍君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号議案から議第62号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

副議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

これより委員会審査をお願いし、明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 3 8 分散会